

公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

NPO 法人サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES 附置研究所は、平成 28 年 2 月 2 日付で、文部科学省より、科学研究費補助金取扱規程第 2 条第 8 項に規定する研究機関に指定されました。これを受けて、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」をもとに、公的研究費に係る適正な運営・管理を徹底すべく、次のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定めます。

2017 年 3 月 18 日
理事長 柳澤 保徳

(1) 機関内の責任体系の明確化

最高管理責任者を理事長と定めます。
統括管理責任者を研究所長と定めます。
コンプライアンス推進責任者を副理事長と定めます。
研究倫理教育責任者を事務局長と定めます。
＜関連する規程＞
附置研究所における科研費による研究実施規程

(2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

研究活動の行動規範として研究者の行動指針を定めます。
＜関連する規程＞
研究者の行動指針

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画を策定し、同計画を推進します。
＜関連する規程＞
研究活動に係る不正行為の防止に関する規程

(4) 研究費の適正な運営・管理活動

物品等の購入に係る不正を防止するため、事務局職員が検収事務を行います。また、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を科す旨を定めます。
＜関連する規程＞
公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針

(5) 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費の使用に関する相談や通報等に対応するため、受付窓口を事務局設置します。

【通報等の受付窓口】

NPO 法人 CCC-TIES 事務局

〒631-0062 奈良市帝塚山 7-1-1 電話：0742-48-8561 FAX：0742-48-2394

電子メール： info@cccties.org

(6) モニタリングの在り方

公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、実効性のあるモニタリング（監視）を行います。
＜関連する規程＞
公的研究費内部監査規程